

## 選挙買収禁止法とローマ共和政末期の政治

—A. W. リントットの近業にふれて—

砂 田 徹

### は じ め に

国制上は政務官、民会、元老院といった三つの大きな構成要素から成り立ちながらも、共和政期のローマが、元老院を中心とする勝て寡頭的な支配体制をとっていたことは、ローマ史研究における通説的理解となっていた。それに対し、最近の研究においては、サルルスティウスによって「名門貴族による執政官職のたらい廻し」(Sall., BJ., 63, 6)と表現され、ゲルツァーの研究<sup>(1)</sup>以来「名門貴族支配」と呼ばれてきた支配の実態が、実はそれほど排他的なものではなかったことを指摘する傾向が顕著にみられる。ローマ最高の政務官職である執政官について、何世代にもわたって執政官を輩出した家系がこれまで漠然と考えられてきたほどには多くなく、他方で執政官を出していない家柄の出身にもかかわらず、その職にまで昇りつめた人物がかなりの数に上ったことが実証的データとして示されたのである<sup>(2)</sup>。さらに、このような支配者層内部の問題にとどまらず、古代ギリシアの場合に比べて軽視されがちであった民会そのものの再評価へ向おうとする動向も見落とすことはできない<sup>(3)</sup>。

さて、寡頭支配者層内部における構成家門の盛衰という点に戻るならば、その要因の一つとして挙げられるのは、彼らの生きた共和政期のローマ社会が、その家柄を背景にいわば自動的に支配者層の中枢へと至り得るような社会だったのではなく、元老院内において有力な地位を手にするため、下級政務官から執政官にいたるまで不斷の努力により厳しい選挙戦を勝ち抜かなければならなかつたという点であろう。とりわけハンニバル戦争後から熾烈さを増す選挙については、時にその背景としての政治的「党派」の存在について論争がなされながら、主に政治史の分野で研究が進められてきた<sup>(4)</sup>。また、前91～89年の同盟市戦争によりイタリア全体にローマ市民権が拡大された結果、前一世紀において選挙戦が一層激しさを加えたことはすでに我が国においても指摘されているし<sup>(5)</sup>、その共和政末期の選挙戦を生き生きと伝える史料として、クィントゥス・キケロの手になるとされる『選挙運動備忘録』があることもよく知られている。そして、このような選挙戦のエスカレートとかかわり、前二世紀の初頭以来、とりわけ目につきだすのがアムビトゥスである。

アムビトゥスとはもともとは「歩き回る」あるいは「選挙運動を行なう」という意味の動詞

アムビーレから派生した語であるが、しだいに様々な形での選挙買収をも意味するようになつた<sup>(6)</sup>。これまで、このアムビトゥスと呼ばれる選挙買収について、法制史的にはともかく、政治史研究においてはあまり議論がなされてきたとはいえない。また当の法制史の分野においても、「不當利得罪」や「大逆罪」といった他の犯罪に比べ研究が遅れていたという<sup>(7)</sup>。このような研究状況のなか、「ローマ共和政における選挙買収」と題した最近のリントットの論文は、共和政期ローマの選挙買収をそれ独自に取り上げ、政治的・法的観点から立ち入った考察を行なっている<sup>(8)</sup>。

およそ選挙なるものが存在する場所には普く見られる現象であろう選挙不正は、ともすれば候補者および選挙民の腐敗・堕落として片付けられがちである<sup>(9)</sup>。事実、サルルスティウス等の古代の著作家の叙述をもとにすれば、そのようなアムビトゥス像が浮かび上がることになるだろう<sup>(10)</sup>。それに対してリントットは皮相な理解にとどまりがちな道徳的判断をひとまず棄て、あくまでも共和政期ローマの歴史的文脈のなかでこの選挙買収の意味を理解しようとしている。そして、この選挙買収をめぐる議論をクリエンテラやエウェルジエティスムに関する最近の研究動向と照らし合わせるならば<sup>(11)</sup>、その射程は単に選挙システムあるいは支配者層内部における政治闘争の問題を越えて、「一般民衆と支配者との関係性」といった共和政期の支配構造を考えるうえでの重要な問題にまで及ぶと思われるのである。

以下、小論では、リントットの研究を受けてローマの選挙買収について考察を行なうが、その際、彼の論文をそのまま紹介するのではなく、次のような手順で論を進めることにした。すなわち、最近この問題を法制史的に論じたファショーネの書を合わせて参考しながら<sup>(12)</sup>、「選挙買収に関する法」についての具体的な事実をまず提示し(第1章)、そしてそのうえで、そこから現われてくる共和政期ローマの支配構造あるいはローマ社会のあり方についての論点を、今後の研究へ向けて私なりに整理し直すことにする(第2章)。

## 第1章 選挙買収禁止法の展開<sup>(13)</sup>

### (1) 共和政初期・中期

前432年

選挙活動に対する規制について我々がまず目にするのは、前432年に関するリウィウスの記述である。

リウィウスによれば、対外関係が比較的安定してきた中で、平民の指導者たちは内政面に目を向けだし、設置されてかなりになる執政官権限の武官<sup>(14)</sup>に平民が就任しえないのは何故かについて話し合った。その結果、彼らは平民がこの頭職に就きうるためには、貴族の懇願・脅迫入り交じった圧力からまず平民が解き放たれる必要性があると考え、

<sup>アムビティオ</sup>「選挙不正（選挙運動）を排除するために、護民官が次のような法を提案すべきであるという決定がなされた。すなわち、候補者であるという理由で、衣服を白くするということがないようにと」(Liv., 4,25,13)

リウィウス自身が「今やこのようなことは取るに足らないことであり、ほとんど真剣に議論するに値しない事柄のように思われるかもしれない。しかしながら、当時は貴族と平民とを大きな闘争へと駆り立てたのである」(Liv., 4,25,13)とコメントしているが、一見して奇妙な内容をもつこの記述は、一般にその信憑性が疑わしいとされてきた。それに対してファショーネは、当時の貴族に対する平民の従属状態からして、候補者であることを強調するこのような形での選挙干渉がありえたことを力説している<sup>(15)</sup>。後世、政務官へ立候補した者が白い上衣を着用するのが一般的でありかつ合法的であったことを思えば<sup>(16)</sup>、少なくともこの記述が共和政末期の姿の投影であるとは考えがたく、またこのような記事を捏造するだけの積極的な動機を他に見つけだすのもなかなか困難である<sup>(17)</sup>。しかしここでは、小論の展開にとって許されることはと思われる所以、次の前358年の法ともどもその信憑性について最終的な判断を下すことは差し控えたい。

#### 前358年 ポエテリウス法

ここでもリウィウスが、前358年のこととして伝えているところによると、  
 「元老院の承認にもとづき、護民官のガイウス・ポエテリウスによってこの時初めて  
 選挙買収に関する提案が民衆に対してなされた。その提案により、とりわけ新人の  
<sup>アムビティオ</sup>選挙不正（選挙運動）——彼らは定期市の場や集会の場に赴くのが常だったのだが  
 ——が抑制されるべきだと考えられたのである」(Liv., 7,15,12-13)

ファショーネはこの法の趣旨を、前367年のリキニウス＝セクスティウス法と関連づけて捉え、この法はリキニウス＝セクスティウス法により形成されつつあった新支配層がさらに台頭しようとする新人の活動を押さえつけようとしたものであり、その年新人はポムプティナとブプリリアといった2トリバスの増大を利用して活発な選挙運動を展開していたのであろうと主張している<sup>(18)</sup>。他方で、前358年がリキニウス＝セクスティウス法制定の直後であるだけに、そのような新支配層の閉鎖化をすでにこの時期から想定しうるのかという点には疑問が残り、ポエテリウス法の存在は確かだとしてもリウィウスの説明は前二世紀初頭の選挙戦の投影ではないかという見解もみられる<sup>(19)</sup>。前項で述べたように、この法の信憑性についても判断を下すことは控えたい。ただ、法の内容について一言するならば、アムビティオと表現されここで禁止されているのは、露骨な買収行為などではなく、「定期市の場や集会の場を歩き回る」といった共和政末期においては一般的な選挙運動であった。

### 前314年

次に、選挙買収に関する法ではないが、それと密接にかかわるとして取り上げられることが多いのが前314年の事件である。この年、頭職を手に入れようとしてなされた選挙提携は国家の利害に反するものであるとして、新人と名門貴族との間に激しい訴追の応酬がみられた(Liv., 9,26,8-22)。しかし、査問所の発展といった法制史的関心にとってはともかく、小論にとってこの事件はさほど重要性をもたない。ただ、選挙買収禁止法にかかわって繰り返し現われる構図である名門貴族と新人との対立が、ここでも重要な位置を占めているという点には留意すべきであろう。

### 前181年 コルネリウス＝バエビウス法

リントットによれば、リウィウスの記述が失われたこともあってその後選挙買収に関する情報は跡を断つが、「はじめに」でもふれたように、ハンニバル戦争後の前二世紀初頭から、激しい選挙戦の記述とともに選挙買収が再び現れてくる。そして、それへの対応として制定されたと考えられているのが、前181年の法である<sup>(20)</sup>。

ここでも唯一の史料であるリウィウスは、「また両執政官は、元老院の承認にもとづき選挙買収に関する法を民衆に提案した」(Liv., 40,19,11)とだけ記しており、そもそもここでの選挙買収が具体的にどのような行為を指したのか、罰則は存在したのか等々詳しい内容については全くわからない。しかし、当時の時代背景より判断して、従来のシステムに強く利害を感じていた支配層が、慣習を無視した活発な選挙活動により新たに台頭しようとする人々に直面し、選挙あるいは政務官就任システムに安定と秩序とをもたらそうとしたという点は確かであろう。というのも、この法と相前後してだされた、前182年の「正餐に関するオルキウス法」(招待客の人数を制限)や前181年の「法務官に関するバエビウス法」(これまで6人選出されていた法務官を1年おきに4人とする)、そして有名な前180年の「官職就任年齢に関するウィルリウス法」にそのような方向性が見られるからである<sup>(21)</sup>。

### 前159年 コルネリウス＝フルヴィウス法

この法に関する情報はさらに少なく、リウィウスの梗概に「選挙買収に関して法が提出された」(Liv., per., 47)と記されているだけである。内容についてはもとより何も伝えられておらず、従来は単にその存在が指摘される程度であった。それに対して最近のファショーネの書は、この年、選挙買収に関する犯罪構成用件が確定したことにより、特定の法に対応した形での訴追が初めて可能になったこと、さらに通説の言う前149年ではなくこの年すでに常設査問所の設置が見られたのではないかとする興味深い仮説を提出している<sup>(22)</sup>。しかしながらリントットも指摘するように<sup>(23)</sup>、論理的にはともかく、通説同様ファショーネの説も史料的根拠は非常に薄弱であり、その当否の判断は法制史の分野における今後の検討に委ねられよう。

## (2) 共和政末期

以上のような共和政初期・中期の諸法に比べ、共和政末期に出された法は、同時代史料としてキケロが利用できることもあって、我々にとっての興味深い知見を提供している。

### 前81年 コルネリウス法

リントットの指摘によれば、カルタゴの破壊（前146年）からスルラの独裁にいたるまでの時期、プルタルコスが伝える前115年のマリウスの訴追を除いて（Plut., Mar., 4-5），選挙買収に関する明白な証拠は存在しない。しかし、この時代がグラックス改革を経てマリウス派とスルラ派との内乱にまでいたった時代であることを思う時、選挙戦がそれ程穢やかなものだったとは考えられない。そこでリントットは、前139年のガビニウス法から前119年のマリウス法にいたるまでの一連の「秘密投票に関する法」の効果を取り上げ、これらの法により買収や投票の際の威嚇が抑制されることになったのではないかとしている<sup>(24)</sup>。

さて、独裁官のスルラが制定したとされるコルネリウス法については論争が絶えない。というもの、Scholia Bobiensiaと呼ばれるキケロの古註において（Schol. Bob., 78 St.），カルブルニウス法（後述）以前にコルネリウス法が存在したと記されているのがこの法に関する唯一の史料だからである。そこに記された法は普通、独裁官スルラのものであるとされているが、ロトンディはむしろ前181年のコルネリウス＝バエビウス法との関係を想定しているし<sup>(25)</sup>、またファショーネはそれを前159年のコルネリウス＝フルウィウス法への言及であるとし、自らの意図と合致する法がすでに存在する中で、スルラが改めて選挙買収に関して法を制定する必要性はなかったとしている<sup>(26)</sup>。

ともかくこの法の罰則規定として、10年間公職への立候補が禁止されていたことが知られている（Schol. Bob., 78 St.）。

### 前67年 コルネリウスの提案とカルブルニウス法

前項のコルネリウス法が前81年のものであるにせよそれ以前のものにせよ、前70年代にはいってそれが充分な抑止力を発揮していなかったのは確かであろう。この時期、グルーエンが指摘するように選挙買収に関する訴追の証拠はないものの<sup>(27)</sup>、前70年におけるキケロの演説には、ディーウィーソーレースと呼ばれる金品分配係の活発な活動が描かれており（Cic., Verr., 1,22-23）、そこからは、選挙買収の組織化、大規模化といった事態が読み取れるのである。そして、前67年には新たな選挙買収禁止法が出されることとなった。実は、この年の護民官ガイウス・コルネリウスが行なった活動に関しては、クロノロジー上の問題が存在する<sup>(28)</sup>が、選挙買収を論ずる本稿にとっては、護民官のコルネリウスが選挙買収に関する法案を提出→執政官のカルブルニウス・ピソが対抗法案を提出、という事実関係の確認で充分であろう。

さて、護民官コルネリウスの提案について、史料はその内容をほとんど伝えていない。ただ、アスコニウスに残されているキケロの断片によれば、護民官のコルネリウスは「もしも罰則が分配係にまで及ばないならば、選挙買収は決して根絶されることができないだろう」(Ascon., 74 C)と主張しており、罰則が先にふれた分配係と呼ばれる人々にまで及ぶものであったことがわかる。さらに、ディオ・カッシウスの記述からは、それがともかく非常に厳しい罰則規定をもつものであったことが明らかである (Dio., 36, 38, 4)。同じくディオ・カッシウスによれば、それに対して元老院は、このような厳しい法はかえって訴追の機会や有罪判決の機会を失わせるものであるとし、コルネリウスの提案を変更するよう執政官に命令した (Dio., 36, 38, 4-5)。その後、民会では執政官の束桿の破壊にいたるような暴力的応酬がみられ、最終的には執政官カルプルニウス・ピソによるカルプルニウス法が通過したのである。成立したカルプルニウス法の内容についても詳しいことはわからないが、公職からの永久追放および元老院からの追放、それに加え罰金刑という非常に厳しい処罰をともなうものであったことが知られている (Dio., 36, 38, 1; Schol. Bob., 78f. St.)。

コルネリウスの提案を穏やかなものに変更するという意図のもとでだされながらも、カルプルニウス法がこれまた非常に厳しい内容のものであったというのは不可解である。この点についてグルーエンは、そこに選挙買収に対する「改革派」(=コルネリウスあるいはその背後にいたとされるポンペイウス)対「保守派」(=執政官のピソ、元老院)の対立を読み取ってはならないのであり、どちらも選挙買収防止のための提案者・後援者たらんとして政治的駆け引きを行なったにすぎない、そしてコルネリウスの提案を民衆が支持しているのを見取したピソは現実に譲歩した形で法案を修正し、その結果、最終的に両者はほぼ同じような内容を持つことになったのではないかと推測している<sup>(29)</sup>。

グルーエンの主張は、元老院を牙城としていた当時のいわゆる閥族派が、無為無策で徒にすべての改革に反対する反動主義者であったとする理解への反論として提出されたものであり、その限りでは鋭い指摘といえよう。しかしながら、史料的には十分に明らかにしえないものの、前後の経過からすれば、ここで大きな争点になっていたのは、単に誰が法の提案者・後援者になるのかということではなく、分配係の取り扱いではなかったかと推察される。最終的にはカルプルニウス法にもなんらかの形で分配係に対する規制が含まれていたとはいえ、少なくともコルネリウス提案への反発という段階では、分配係にまで処罰が及ぶことに対して元老院に集う政治家たちが二の足を踏んでいる様が読み取れるように思われる所以である<sup>(30)</sup>。

#### 前67～64年 随行員の数に関するファビウス法

正確な発布年も提案者も不明ながら、この頃出された選挙不正関連法にファビウス法がある。これは、たとえば『選挙運動備忘録』において活写されているような、候補者につき従い彼とともに彼の家や広場や公会堂に赴くのが常だった随行員に関する禁止規定である。この法につ

いての唯一の史料であるキケロ『ムレナ弁護演説』には、お金で雇われて候補者に随行するとの違法性が指摘される一方で、下層民が候補者に付き従い彼らを称賛するという古くからの慣習を弁護するキケロの言説が見られる (Cic., Mur., 70-71)。他の法へのコメント同様、法廷弁論におけるキケロの詭弁として片付けてしまえばそれまでだが、彼の発言を現実のかかえる二面性そのものの反映と考えれば、非常に意味深い素材が提供されているのではなかろうか。詳しくは次章で論じたい。

また、グルーエンはプルタルコスが伝える名告げ奴隸に関する禁止規定もこの法律の一部だったのではないかと推測している<sup>(31)</sup>。名告げ奴隸とは、共和政期においては選挙運動中の立候補者が投票人に名前で呼び掛けるのを助けるために、投票人が誰であるのかを教える奴隸(あるいは解放奴隸)であるが、プルタルコスによれば、「この頃、官職に立候補するものは名告げ奴隸を側においてはならない」という法律が通過したが、軍団長の選挙の際この法律に従ったのは小カトだけだった」 (Plut., Cato min., 8,2) という。しかしながら、『ムレナ弁護演説』においては (Cic., Mur., 77), キケロが名告げ奴隸に関して小カトを詰問する場面がみられ、あたかも名前を知っているかのようにふるまうことが選挙民を欺くことになるにもかかわらず、当の小カト自身もまた選挙の際の戦術として名告げ奴隸の必要性を認めていたように思われる。一つの行為が伝統的な行為とも犯罪ともみなされるという、共和政末期における選挙不正の実態がここにも現われているといえるだろう。

#### 前63年 トゥルリウス法

カルプルニウス法によって罰せられたブリウス・スルラ (独裁官の甥) の名誉回復への試みに端を発し、前63年カルプルニウス法の見直しについての活発な議論が展開した。最初に見られたのは厳格なこの法をより穏やかなものにするという方向であったが、当代きっての法学者といわれたセルウィウス・スルピキウス・ルフス<sup>(32)</sup>が処罰強化の論陣をはり小カトがそれを支持した結果、元老院の大勢はそちらへと傾き、最終的にはスルピキウス・ルフスの線に沿つて、執政官のキケロによりトゥルリウス法が制定されることになった。その内容は違反者に対する10年間の追放刑と平民(多分、選挙買収の仲介人)に対する処罰の強化であり (Cic., Mur., 47; 89; Planc., 83; Schol. Bob., 79 St.; Dio., 37,29,1), また、病気を口実に法廷を欠席する者に対しても処罰が課せられたようである (Cic., Mur., 47)。

いつの場合にも言えることであるが、共和政末期にこれほど多くの選挙不正関連法案が出されているということは、逆にそれが充分作用していなかったということの証左でもあるだろう。この点に関して、グルーエンは次のような指摘を行なっている。トゥルリウス法に先行した諸法の欠陥はその処罰の重さ軽さにあったのではなく、何が選挙買収に当たるのかという犯罪構成用件の不明確さにあった。それに対してキケロの立法の特筆すべき点は、伝統的に認められた行為と選挙買収との間にはっきりと区分を設けようとした点であると<sup>(33)</sup>。グルーエンが引用

する史料は、次のようなキケロの記述である。

「あなたは、私の提案により以下のような元老院決議がなされたと言った。すなわち、報酬を受け取って立候補者のもとへ会いに行ったり、お金で雇われて随行員を務めたり、トリップスごとに無差別に剣闘士の試合のための座席が提供されたり、あるいは同じように無差別に食事が振る舞われたような場合には、これらはカルブルニウス法に違反するものとみなされると」(Cic., Mur., 67)

グルーエンが指摘するように、選挙買収禁止法が充分に機能しない原因として犯罪構成用件の不明確さがあったのは確かであろう。しかしながら、ここで記されている候補者のもとへの伺候や彼らへの隨行、剣闘士の試合への配慮や食事の振る舞いについての細かな規定も、たとえば他トリップスに所属する「友人」の協力等々の手段により、いくらでも抜道が見つかるような内容であったと思われる。また、剣闘士の試合の開催についても、遺言により指定された日でないかぎり公職への立候補を予定している2年以内においてその主催を禁止する、とされており(Cic., Vat., 37; Sest., 133; Schol. Bob., 140 St.), 全面的な禁止ではなくここでも例外が認められていた。要するに、選挙買収の具体的な内容についての確定という点でキケロの法がとりわけ効果的であったという印象は受けず、次章でも述べるように、むしろ伝統的に許された行為と犯罪との間における区分の不明瞭さは、最後まで共和政期のローマ社会に付きまとった特徴だったようと思われるのである。

#### 前61年 ルルコの提案

前63年のキケロの法からわずか数年後、前60年の執政官職をめぐる政治闘争において、選挙買収禁止法の強化についての動きが見られた。この年すでに東方から帰還していたポンペイウスと執政官のマルクス・ピピウス・ピソは自派のアフラニウスを執政官に就けようと必死になっていた。キケロによれば、それを阻止しようとする小カトの一派により二つの元老院決議がなされたという。「一つは捜査が政務官の家にまで及びうるというもの、もう一つは分配係を自宅に滞在させていた者は国家反逆とみなされうる」(Cic., ad Att., 1, 16, 12) というものであった。どちらも具体的には、現役の執政官ピソによる分配係の利用を規制しようとしていたと考えられている。これまでの諸法にもかかわらず、分配係を通じての選挙買収が充分に規制されていなかつたという点が窺い知れよう。

この年にはさらに、護民官のルルコにより興味深い提案がなされている。キケロによれば、「この法において真新しいのは次のような点である。すなわち、あるトリップスにおいて金銭の支払いを約束した者は、もしその約束が履行されなければ罰せられることはないであろう。しかし、もしそれが履行された場合には、彼は生涯にわたってトリップス民<sup>(34)</sup>それぞれに3000セステルティウスを支払う義務を負う」(Cic., ad Att., 1, 16, 13)

まことに奇妙な内容の提案である。その背後にある思想については次章で詳しく取り上げることにしたいが、選挙買収が実際にに行なわれる場、その単位としてのトリップスが浮かび上がつてきていている点にはあらかじめ注意を促しておきたい。ちなみにこの提案は可決されなかった。

#### 前55年 結社に関するリキニウス法

直接アムビトゥスについてのものではないが、選挙不正関連法と考えられているものに、前55年の執政官であるクラッスによって出された「<sup>ソダーリキア</sup>結社に関するリキニウス法」がある。実は、この法に関しては、前64年の組合を禁止した元老院決議、前58年の「組合に関するクロディウス法」、そして前56年の「結社 (sodalitates decuriatique) に関する元老院決議」といったこの時期の一連の「組合関連立法」の中にあって、それがどのような位置を占めるのかについて古くから意見の対立が見られる。

これまでの論争を整理したうえで、この点に関して適切な結論を導きだすだけの準備を今の私は持ち合わせていない。ただ、この法についての主要史料であるキケロ『プランキウス弁護演説』を読むかぎりでは、選挙の際に自己のトリップス以外にも影響力を及ぼそうとして、候補者がソダリタースと呼ばれる結社を利用する場合があり、リキニウス法はこのような形での結社に対する禁止規定であった。そして、それは一応、選挙買収そのものとは区別されていたようである (Cic., Planc., 36-37)。しかし、この法においてむしろ注目すべきは、この種の違反者を裁くための法廷改革にかかる部分であろう。すなわち、これまでのように全員の審判人リストの中からその時々の審判人が選びだされるのではなく、告発者側が審判人の選出のためにまず四つのトリップスを選びだし、被告がそのうちの一つを拒否した後の3トリップスの所属者が審判人を務めることになったのである (Schol. Bob., 160 St.)。前項のルルコの提案同様、ここでも選挙買収とトリップスとの緊密な関係が浮かび上がっている。

#### 前52年 ポンペイウス法

共和政期において我々が最後に目にする選挙買収禁止法は、前52年のポンペイウスのものである。この年初頭のクロディウス殺害後の混乱のなかで単独執政官に選ばれたポンペイウスは一連の改革立法を提出し、そのなかの一つに選挙買収禁止法があった。プルタルコス等によれば (Plut., Cato min., 48, 3), 罰則が強化されたようであるが、詳しい内容は伝わっておらず、リントットは無期限の追放刑と財産没収を想定している<sup>(35)</sup>。しかしポンペイウスの法においても重要なのは、法廷の改革という点であろう。詳細は省くが、被告に不利な形での法廷の簡素化、そして審判人の選出に関する改革が行なわれたのである。もっとも、ポンペイウス自身がすぐにその規定を無視しているし、また前49年から始まるカエサル派とポンペイウス派の内乱、そしてその後の元首政の成立を考えれば、このポンペイウス法もどれほど永続的効力を持ちえたのかは疑問である。

## 第2章 共和政末期の社会=政治史へ向けて

つぎに、以上のような選挙買収禁止法の展開から浮かび上がってくる論点を二、三指摘し、今後の研究につなげることにしたい。

まず、第1章で列挙した選挙買収禁止法およびそれが対象とした買収行為がどのような性格を持っていたかである。一連の法を通覧してまず気づくのは、前432年やおそらく前67年のコルネリウス提案といったわずかの例外を除いて、それらが元老院を牙城とし既存の政治体制と従来の選挙制度とに強く利害を感じていた人々により出されていることである。ファショーネが強調しているように、選挙買収禁止法は全体としてみるとならば、その時々の元老院のイニシアティヴのもとに出され、「行きすぎた選挙運動」により新たに支配者層へと参入しようとする政治家に向けられていたと考えてよいだろう<sup>(36)</sup>。しかしながら、ラルギーティオーと呼ばれて非難され買収禁止法によって規制されようとしていた行為は、単純に腐敗・堕落、政治家の道徳的資質の低下として片付けられるものではなく、実はそれは従来からのパトロン関係<sup>(37)</sup>におけるベネフィキウムと呼ばれる行為と紙一重の差、せいぜい程度の差にすぎないような性質のものであった。

この点を史料に即して、少し具体的に見ていくことにしよう。多くの素材を提供しているのは、キケロによる『ムレナ弁護演説』である。そこにおいてキケロは、ムレナの行為は「古くからの慣習による」のであり、買収行為にはあたらないと繰り返し訴えている。たとえば、「隨行員の数に関するファビウス法」について言及した箇所においては、もしも隨行員がお金で雇われていたならば明らかに違法であるとしながらも、

「貧しい者たちが我々の身分の者たちに対してその恩義を獲得しそれに報いる可能性として唯一手にしているのは、我々が公職に立候補している際にかの労務を行ない我々に隨行することである。 · · · · ·

「このような（常に候補者につき従うという形での）同伴は、貧しく職のない友人たちにつきものの行為であり、高貴で寛大さにあふれた人々にはその種の同伴者が常に見られた」（Cic., Mur., 70）

という有名な一節がみられる。「貧しく職のない友人」への「恩義」についてはおよそ察しがつくであろうし、それがファビウス法で禁止されている「お金で雇われた」隨行と実際にどれ程異なっていたのかは疑問である。さらに、続く箇所においては、

「最後によく言われているように、これらの人々自身は我々のために弁護を務めることはできないし、保証人になることもできないし、また彼らの家に我々を招待することもできない。実際これらはすべて、彼らが我々から求めているものであり、もしもその労務によるのでなければ、我々から要求するものに報いることはできないと彼ら

は考えている」(Cic., Mur., 71)

という記述もみられる。

また、剣闘士の試合等における座席の確保や食事のもてなしはパトロン関係における重要な要素と考えられているが、この点については、

「というのは、我々の時代においてあれ我々の父祖の時代においてあれ、名誉心あるいは寛大さによって、友人やトリブス民に対して競技場や広場での場所が提供されなかつたような時代があつただろうか。貧しい者たちは古い慣例に従い、自身のトリブス所属員からこれらの特典と利益とを手にしていたのである」(Cic., Mur., 72)

とあり、自己のトリブス民に対して剣闘士の試合等の便宜をはかることが決して非難されるものではなく、むしろ義務と感じられるほどのものであったことが指摘されている。第1章でみたトゥルリウス法によって禁止されたのは、自己のトリブス民以外へのあくまでも無差別の便宜だったのである。また、同じくトゥルリウス法によって無差別な食事の振舞いも禁止されているが、そのことは逆に実態としては、特定の人々に対する饗應が一般的であり、時には選挙への影響を狙った大盤振舞に及ぶこともあったことを示唆していると言えるだろう。

キケロが述べている以上のような伝統的パトロン関係と選挙買収とは、よく考えてみると(たとえば他のトリブスにいる「友人」の手助け等により)、容易に区別のつかない性質のものであったことは明らかである。なるほど弁護論のなかで述べられているものだけに、それらの発言をキケロ独特の詭弁として片付けてしまうことも可能だろうが、聴衆への説得力という点からすれば、むしろ伝統的なパトロン関係と買収行為との境界の曖昧さという共和政末期の実態そのものを反映した発言と考えたほうがよいのではなかろうか。キケロは弁護の際のポイントとして、まさにこの曖昧さを利用したのである。リントットが強調するように、買収の概念はそれを定義しようとする者が告発者側であるか被告側であるかにかかっており、買収行為が罪にあたるかどうかはまさに誰がそれを行なうのか次第だった<sup>(38)</sup>。しかしながら、ここで、伝統的パトロン関係と選挙買収とを全く同じものとしたのでは、重大な点が見落とされることになる。というのも、上述の一連の法の立法意図からして、買収行為とされていたのはとりわけ従来のパトロン関係を破壊しかねないような大規模で無差別なパトロン関係であったと思われるからである。

さて、買収禁止法が対象としていた買収行為がそのような性格のものであったとすれば、その買収行為をどのように評価すればよいのだろうか。リントットの論文は18、19世紀のイギリスとの比較検討によりこの点に答えようとしている。リントットによれば、とりわけ前二世紀初頭以来の大規模な買収は選挙民を従来の従属関係から解放し、より高い値をつけた者へ彼らの票を投げるようないわば投票の「公開市場」を生み出すこととなった。それは選挙民にとって、物質的な利益をもたらすものであったのみならず富裕者への従属から彼らを解放するものでもあったのである。そして、リントットはイギリスの比較的小さな選挙区においてさえ、伝

統的なパトロン関係や新人の買収により投票が完全にコントロールされることがなかったことをもとに、「買収と選挙における自由とがあい携えて増大する可能性があつたこと」を強調し、さらにローマにおける買収行為が選挙結果や価値観の低下に与えた実際的な影響についてはこれを極力低く見積もろうとしている<sup>(39)</sup>。要するにリントットは、選挙買収が内乱の勃発に与えたなんらかの影響という点でそのネガティブな側面を認めながらも、共和政期のローマにおいてそれが果たした選挙民あるいは自由選挙にとってのポジティブな役割の方を評価しようとしているのである。リントットが主張するようなポジティブな側面については今のところ判断を留保したいが、選挙買収と呼ばれるものが腐敗・堕落として片付けられるどころか、伝統的なパトロン関係とほとんど区別のつかないものであったという点は改めて確認しておきたい。

第二に、このように見てくるならば、従来のパトロン関係による行為も含め票が少なからず物質的利益により左右されていることからして、共和政期ローマの選挙は腐敗・堕落した性格をもっていたと考えてよいのだろうか。現代的感覚に囚われることなく古代ローマの歴史的文脈に即してこの点を考えるために、非常に有効な視角を提供しているのはヴェーヌの研究であろう<sup>(40)</sup>。実はこのことは、次のような選挙買収に関する一見して不思議な現象とも関連てくる。選挙買収がとりわけ顕著に現われるるのは執政官や監察官あるいは法務官といった高級公務官の選挙であり、その下の按察官の選挙はともかく下級公務官の選挙においては選挙買収がほとんど見られないとされている。ところが、その執政官や監察官、法務官が選出される兵員会と呼ばれる民会は、周知のごとく、富裕者にきわめて有利なシステムをとっており、そこにおいては、買収行為によって自らの票を「売る」と考えらるがちな下層民は投票力としてほとんど力をもっておらず、他方、そこで実質的な影響力を持っていたと思われる富裕者は、選挙の際の彼らにとってはわずかばかりの金銭でその票を左右されたとはとても考えられないである。

このことを考える際に鍵となるのは、共和政期のローマにおいて「そもそも選挙とは何だったのか」という問い合わせであろう。共和政期ローマの実質的統治機関である元老院内において高い地位を約束する法務官や執政官への就任が、選ばれる者たちにとってその名誉にかかわる重要な出来事であったことは言を俟たない。しかしながら、よく知られているように、候補者相互の間に政策上の違いといったものは全くといってよいほど見られず、また現在で言う政党も存在しないのであってみれば、ヴェーヌが指摘するように、誰が選ばれ誰が選ばれなかつたかは「政治的」にいってほとんど重要性を持たなかつた<sup>(41)</sup>。そしてその意味では、選挙結果が「非政治的」な要因によって決せられたとしても、そもそも腐敗や堕落について語るだけの前提が欠けているといえるだろう。民衆は、以前からの継続的なものであれ選挙前の一時的なものであれ、候補者が与える剣闘士の試合や饗宴やあるいは金品の分配によりそれぞれの候補者に好惡の感情を示した。他方、実質的決定権を握る富裕者の側も、随行や御機嫌伺いにより示され

たこのような民衆の「人気」「意見」を重視したということであろう<sup>(42)</sup>。ヴェーヌを引用してはいないがアイグナーが同様の結論に達したように、下層民への選挙買収は彼らの「投票」ではなく彼らの「気分」にかかわるものだったのであり、彼らを平穏にし満足させるということはすなわち国家を正しく統治するということだったのである<sup>(43)</sup>。

また、このような選挙はそれ自体として、ヴェーヌが指摘するように、元老院議員を少しづつ補充し寡頭支配者の支配を「再生産」する機能を果たしていたであろうが<sup>(44)</sup>、さらにそれをローマ社会全体において位置付けるならば、何日間にもわたり毎年繰り返される選挙戦は、全く対等な友人関係からかなり従属度の高い関係にまで及ぶ様々なレベルでの社会的人間関係をあるいは再確認させあるいは新たに作り出しながら、ローマ社会を統合するという重要な役割も担っていたのではなかろうか<sup>(45)</sup>。

第三に、選挙買収に関する史料を見ていくなかで從来以上に鮮明な像が結ばれ、また共和政末期の社会=政治史へ向けて重要であると思われるのが、選挙買収あるいはパトロン関係が實際に作動する場としてのトリップスの存在である。なるほどトリップスについては、それがトリップス民会や平民会での投票単位であっただけに制度史の分野においてかなりの研究がなされてきたし<sup>(46)</sup>、また共和政末期の選挙におけるその重要性についてもすでに指摘がなされている<sup>(47)</sup>。しかしながら、パトロン関係が作用する一種の単位的存在としての、ローマ政治家の権力が生み出されてくる場としてのトリップスについてはもっと強調されてよいのではないか。

ここでも史料に即して、少し具体的に見ていくことにしよう。前54年の按察官に当選しながらも「結社に関するリキニウス法」に違反したとされ、ラテレンシスなる人物に訴えられたプランキウスの弁護演説において、キケロは次のように述べている。

「要するに我々は次のように考えたのである。かの協定を通じて——それは正確にと  
いうより見苦しくないように名付ければ政治結社なのだが——買収人となった者につ  
いては、彼の所属トリップスがたとえどこであろうとも、不名誉な買収により腐敗さ  
せられたトリップスそれぞれの所属員こそが、もっともよくかの人物のことを知ってい  
るのだと」(Cic., Planc., 37)

やや込みいった説明になるが、これは第1章でふれた「結社に関するリキニウス法」による審判人の選出に関して、なぜそれが被告による4トリップスの選出という方法を導入したのかという点について説明しようとしたものである。キケロはここで、この法のもともとの意図が買収行為を受けたトリップス自身に被告を裁かせることにより、はっきりとした形で買収の有無を決しようとするものであったにもかかわらず、ラテレンシスはこの法を悪用し、買収を被ったトリップスではなく被告に不利なトリップスばかりを選びだしたと非難している。

ファショーネはこの箇所および次に述べる前61年のルルコの提案に関して、候補者による買収の対象となったトリップスが非難されるのではなく、むしろ被害者のように取り扱われている

点に注意を促している<sup>(48)</sup>。たしかに共和政期ローマにおける選挙買収の特徴的現象として、いわゆる収賄の側が処罰の対象とはならなかつたという点を挙げることができるであろう。しかしながら買収されたトリップスが被害者のごとくに取り扱われているということにより、この法がそのトリップスに所属する文字どおり「選挙民それぞれ」の自由な投票を保証しようとするものであったと理解されるならば、それは正確さを欠くことになるだろう。前70年の法廷改革以来、審判人として登録されていたのが元老院身分、騎士身分そしてトリブーニー・エラーリーと呼ばれる人々であったことからすれば、そこに反映されているのは、買収されたかもしれない選挙民それぞれの利害というより、むしろ選挙買収により一時的にパトロン関係を搔き乱された各トリップスにおけるこれら有力者の利害であったと思われるからである。

このように考えれば、第1章でふれた前61年のルルコの提案における一見して奇異な内容も理解しやすいものとなる。リントットが指摘するように、その背後にあるのは、あるトリップスに対してお金を支払った者は、それが特定の選挙のための一過性のものではなくパトロン関係の一環であることを示さなければならないという原則であり<sup>(49)</sup>、そのために「生涯にわたりトリップス民それぞれに3000セステルティウス」という膨大な額にのぼる支払が要求されたのである。この数字が実現可能なものであったのかどうかはともかく、そこからは他人のトリップスへ干渉しそこにおける従来のパトロン関係を攢乱することに対する、強い嫌悪と反発とが読み取れるように思われる。

以上のようにみてくるならば、共和政末期のローマの政治家が従来考えられきた以上に自己のトリップスを大切にし、それを権力基盤としていたことが感じられる。

「また、我々の子供たちに対して次のようなことが禁止されるべきではない。すなわち、自分と同じトリップス民の面倒をみ彼らに恩義を施すこと、そして友人のために自己のトリップスを用立て、また自らが候補者である場合には彼らから同様の奉仕を期待することである」(Cic., Planc., 45)

ここには、有力者がパトロン関係により自己のトリップスをまず傘下におき、そのような有力者の横の繋がりにより選挙が決せられるという構図が浮かび上がってきてている。たしかに1トリップスに1有力者しか存在しないということは考えられず、たとえばカエサルとルキウス・ドミティウス・アヘノバルブスが所属した有名なファビア区の場合のように、トリップス内の票が分かれるということもあったであろう<sup>(50)</sup>。また、とりわけ共和政末期には、『選挙運動備忘録』にみられるように、トリップス以外の社会集団を組織化することも大切であったと思われ、その一つとして、イタリア内の都市に対するパトロン関係がいかに重要であったかは、新人の場合を中心にワイスマンによって明らかにされている<sup>(51)</sup>。さらに、軍功や大規模な施し、弁論の才等々のある種のパフォーマンスにより、自己のトリップスに限らずローマ市民全体に直接訴えかける手段が有効であったことは、ローマ市民にとっての「唯一のパトロン」あるいは「スーパー・パトロン」とされる後の皇帝の存在を考える際に忘れることのできない要因であろう。

このような共和政末期の現状からすれば、先に引用したキケロの主張は多分に理想化された姿のようにも思われてくる。しかしながら、改めて強調しておきたいが、トリブス民会や平民会そしておそらく前三世紀後半の改革以降は兵員会の一部においてもトリブスがその投票単位であったことを思う時、トリブスというレヴェルでひとまず権力を確立しておくことは、他の社会集団の場合に勝るとも劣らない大きな意味合いをもっていたのではなかろうか。領土の拡大に伴いトリブスが従来の地縁的共同体としての性格を失いながらも、トリブス民相互になんらかの紐帯が見られたことはすでに指摘されている<sup>(52)</sup>。今後は、パトロン関係が実際に作用する単位としての、そして権力が生み出されてくる場としてのトリブスをその内部構造においてさらに掘り下げて解明していくことが課題として残されているといえるだろう。そしてその際、手がかりを与えてくれるであろうと期待されるのは、小論で詳しく取り上げることができなかった分配係と呼ばれる人々の存在である。

## 註

(雑誌略号については、L'année philologiqueの慣例に従う)

- (1) M. Gelzer, *Die Nobilität der römischen Republik*, (Leipzig/Berlin 1912) Stuttgart 1983.
- (2) P. A. Brunt, *Nobilitas and Novitas*, JRS 72, 1982, p.1-17; K. Hopkins, *Death and Renewal*, Cambridge 1983, p.31-119. 批判は、D. R. Shackleton Bailey, *Nobiles and Novi Reconsidered*, AJPh 107, 1986, p.255-260; L. Burckhardt, *The Political Elite of the Roman Republic: Comments on Recent Discussion of the Concepts Nobilitas and Homo Novus*, Historia 39, 1990, p.77-99.
- (3) F. Millar, *The Political Character of the Classical Roman Republic*, 200-151 B. C., JRS 74, 1984, p.1-19; Id., *Politics, Persuasion and the People before the Social War (150-90 B. C.)*, JRS 76, 1986, p.1-11.
- (4) たとえば、R. Develin, *The Practice of Politics at Rome 366-167 B. C.*, Bruxelles 1985.
- (5) たとえば、J. Paterson, *Politics in the Late Republic*, in: T. P. Wiseman (ed.), *Roman Political Life 90 B.C.-A.D.69*, Exeter 1985, p. 21-43; 岩井経男『ローマ都市制度史研究』水星舎、1988年、110—135頁。
- (6) L. M. Hartmann, «*Ambitus*», in: RE I, Stuttgart 1894, col.1800-1803.
- (7) L. Fascione, *Alle origini della legislazione de ambitu*, in: F. Serrao (ed.), *Legge e società nella repubblica romana I*, Napoli 1981, p.255-279 (=Alle origini).
- (8) A. W. Lintott, *Electoral Bribery in the Roman Republic*, JRS 80, 1990, p.1-16.
- (9) 帝政後期の帝国官吏をめぐる「腐敗」の見直しについては、浦野聰「後期ローマ帝国の支配階層形成期におけるクリアーレスの官職取得をめぐって」『歴史』(東北史学会)74, 1990年, 21—42頁; 同「後期ローマ帝国におけるアゲンテス・イン・レプス——その機能・編成上の特質と史的意義をめぐって——」『史潮』新29, 1991年, 40—59頁。
- (10) 詳しくは、Lintott, *op.cit.*, p.2f.
- (11) クリエンテーラに関しては、註(37)参照。またエウェルジエティスムに関しては、本村凌二「パンとサーカス——地中海都市における民衆文化のひとつの原像として——」『地中海学研究』9, 1986年, 7—14頁など。

- (12) L. Fascione, *Crimen e quaestio ambitus nell'età repubblicana*, Milano 1984 (= *Crimen e quaestio ambitus*).
- (13) 史料については, G. Rotondi, *Leges publicae populi romani*, (Milano 1912) Hildesheim/Zürich/New York 1990および T. R. S. Broughton, *The Magistrates of the Roman Republic I-II*, 1951-1952 New Yorkを参照した。
- (14) 執政官権限の武官について詳しくは, 平田隆一「*Tribuni militum consulari potestate*制——その成立と展開の歴史的背景——」『東北大学教養部紀要』54, 1990年, 199—218頁。
- (15) Fascione, *Alle origini*, p.258-268; Id., *Crimen e quaestio ambitus*, p.20-24.
- (16) E.マイヤー, 鈴木一州訳『ローマ人の国家と国家思想』岩波書店, 1978年, 118頁。
- (17) たとえばモムゼンは, その信憑性を否定しているわけではないが, 偉大な共和政国家が抱える死因は選挙不正のうちにあったと感じたローマの歴史家たちが, この取るに足らない起源を強調したのではないかとしている。Th. Mommsen, *Römisches Strafrecht*, (Leipzig 1899) Graz 1955, p.865.
- (18) Fascione, *Alle origini*, p.269-276; Id., *Crimen e quaestio ambitus*, p.24-27.
- (19) Lintott, *op.cit.*, p.3f.
- (20) *Ibid.*, p.4f.
- (21) Develin, *op.cit.*, p.134-143.
- (22) Fascione, *Crimen e quaestio ambitus*, p.44-49; 55-59; 144f.
- (23) Lintott, *op.cit.*, p.5 (n.24).
- (24) *Ibid.*, p.6f.
- (25) Rotondi, *op.cit.*, p.361.
- (26) Fascione, *Crimen e quaestio ambitus*, p.47-49.
- (27) E. S. Gruen, *The Last Generation of the Roman Republic*, Berkeley/Los Angeles/London 1974, p. 212.ただし, この時期の訴訟を一覧するのに便利な書物であるM. C. Alexander, *Trials in the Late Roman Republic 149 B.C.-50B.C.*, Toronto/Buffalo/London 1990, p. 80は, キケロの伝える (Cic., Cluent., 98) Ti. グッタに対する訴訟を前74年と前70年の間ににおいている。
- (28) M. Griffin, The Tribune C. Cornelius, *JRS* 63, 1973, p.196-213.
- (29) Gruen, *op.cit.*, p.213-216.
- (30) Fascione, *Crimen e quaestio ambitus*, p.63-68; 130f.
- (31) Gruen, *op.cit.*, p.216f.
- (32) 詳しくは, 林智良「セルウィウス・スルピキウス・ルーフス——その法学者像と政治家像をめぐつて(1)(2)——」『法学論叢』(京大)125巻1号, 1989年, 56—85頁; 125巻2号, 1989年, 62—78頁。
- (33) Gruen, *op.cit.*, p.222f.
- (34) リントットおよびファショーネの読みに従うが, 「トリブスそれぞれに (tribubus)」という読みもある。たとえば, D. R. Shackleton Bailey, *Cicero's Letters to Atticus I*, Cambridge 1965, p. 160.
- (35) Lintott, *op.cit.*, p.9.
- (36) Fascione, *Crimen e quaestio ambitus*, p.123-137.
- (37) 最近のクリエンテーラの見直し作業について。私見によれば, 少なくとも共和政期に関しては, 次のような点に議論の分れ目があると思われる。それはクリエンテーラという語をあくまでもローマ人の用法に忠実に用いるのか, それとも我々がそれをローマ社会理解のための分析概念・操作概念として定義し直して用いるのかである。ゲルツァーにはじまりブライケン(J. ブライケン, 村

上淳一／石井紫郎訳『ローマの共和政』山川出版社、1984年、16—37頁)において典型的に見られる従来の捉え方は、クリエンテーラをあまり厳密に定義することなく、むしろその伸縮自在な性格の方を強調し、「〇〇クリエンテーラ」という形で共和政期ローマの人間関係に広くこの語を適用してきたといえるだろう。それに対し、ゲルツァーらの支配学説に対抗してなされた最近のプラントの研究は(P. A. Brunt, *The Fall of the Roman Republic and Related Essays*, Oxford 1988, p.382-442), ローマ人自身の用例の少なさから、共和政期(とりわけ末期)におけるクリエンテーラの重要性を最小に評価しようとしているし、他方、主に帝政期におけるクリエンテーラの見直しを中心としたサラーの研究(R. P. Saller, *Personal Patronage under the Early Empire*, Cambridge 1982)や最近のウォリス-ヘイドリルの編集による論文集(A. Wallace-Hadrill (ed.), *Patronage in Ancient Society*, London/New York 1989)などは、クリエンテーラに代わってパトロネジという操作概念を用いることにより、帝政期にまで及ぶその重要性を改めて強調しているといえるだろう。

サラーらの研究の進め方がローマ社会を理解するうえで非常に有効であることは言を俟たない。ただ、少し気に掛かるのは、そのパトロネジの定義がかなり一般的でありあらゆる社会に適用しうるようなものであるだけに、ローマ人が限定してクリエンテーラと呼んだ人間関係の特殊性が——もしそのようなものが存在したとして——見失われる危険性はないかという点である。今後はプラントらの研究をもとに、ローマ人の用法によるクリエンテーラなる語の限定された意味内容と、それが拡大されて用いられる可能性の範囲とをもう一度正確に把握し直す必要性があるのではなかろうか。ここでは、ひとまずパトロン関係(パトロネジ)という語を用いておく。

(38) Lintott, *op.cit.*, p.11.

(39) *Ibid.*, p.11-16.

(40) P. Veyne, *Le pain et cirque. Sociologie historique d'un pluralisme politique*, Paris 1976, p.375-537.

(41) *Ibid.*, p.423.

(42) *Ibid.*, p.425f.

(43) H. Aigner, Gab es im republikanischen Rom Wahlbestechungen für Proletarier?, *Gymnasium* 85, 1978, p.228-238.

(44) Veyne, *op.cit.*, p.422.

(45) ここで想起されるのが、帝政初期の政務官選挙に関する研究、新保良明「ローマ帝政初期における政務官選挙」『紀要』(長野工高専)19, 1988年, 129—145頁である。新保氏は紀元5年のヴァレリウス＝コルネリウス法の評価に関するホラディの研究(A. J. Holladay, *The Election of Magistrates in the Early Principate*, *Latomus* 37, 1978, p.874-893)を承けて、この法は民衆の選挙收賄を絶つために民衆から実質的に選挙権を奪おうとしたものであり、その際「アウグストゥスは、元老院議員と民衆の間に潜在的に存在し、そしていつ頃現するやもしれぬクリエンテラ関係を政治的に無力なものにし、或いは絶とうとした」と指摘しておられる。選挙戦がパトロン関係により支えられていたばかりではなく、逆にパトロン関係の紐帯を強化する役目も果たしていたかのように示唆しておられるのは貴重な指摘であろう。ただ、民衆から実質的な選挙権が奪われることにより、「元老院議員は騎士・民衆との間に紐帯を築く必要がなくなった」とまで言いうるのかどうか、「政治的」という限定を付した上でのことかもしれないが、元老院議員と一般民衆との関係を選挙権という面からのみ捉えてよいのかどうかには疑問も残る。

(46) たとえば、E. S. Staveley, *Greek and Roman Voting and Elections*, London 1972.

(47) L. R. Taylor, *Party Politics in the Age of Caesar*, Berkeley/Los Angeles/London 1949, p.50-75.

- (48) Fascione, *Crimen e quaestio ambitus*, p.76; 79; 83; 96; 143.
- (49) Lintott, *op.cit.*, p.8.
- (50) Taylor, *op.cit.*, p.62f.
- (51) T. P. Wiseman, *New Men in the Roman Senate 139 B.C.-A.D.14*, Oxford 1971. また、帝政期の都市パトロンの機能については、島田誠「ローマ市民にとっての「国家」——プテオリにおける「国家」と諸集団——」『西洋史研究』新18, 1989年, 142—152頁；同「帝政期イタリアにおける都市パトロン」『西洋古典学研究』38, 1990年, 73—82頁参照。
- (52) Lintott, *op.cit.*, p.7.